

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

改正案

別表（第十七条関係）

六 七 一	(略)	六 (二) (五) (略) (削る)	一 五	(略)	技 術	外国
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

現行

別表（第十七条関係）

六 七 一	(略)	六 (二) (五) (略) (六) 数值制御装置の附属装置の設計に 係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	一 五	(略)	技 術	外国
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

一 ～ 四	貨物	地域
五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（十一）（略） （十二） 冷媒用の液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリフアティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの （十三）～（十九）	（略）
六 ～ 三	（略）	（略）

一 ～ 四	貨物	地域
五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（十一）（略） （十二） 冷媒用に使用することができ <u>る液体</u> であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリフアティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの （十三）～（十九）	（略）
六 ～ 三	（略）	（略）

別表第二く別表第三の三 (略)

一四	(二)く(七) (略)	(略)
一五・ 一六	(八) 削除 (九)く(十二) (略)	(略)

別表第二く別表第三の三 (略)

一四	(二)く(七) (略)	(略)
一五・ 一六	(八) 電気制動シヤッター(カメラ用 に設計したものを除く。)であつて 、経済産業省令で定める仕様のもの (九)く(十二) (略)	(略)